

BTMU

中国月報

第89号(2013年6月)



CONTENTS

■ 経 済

- ◆ 中国経済の現状と見通し

■ 産 業

- ◆ 中成長時代の中国の成長産業

■ 人民元レポート

- ◆ PBOCの公開市場操作から垣間見えるインフレへの警戒感

■ 連 載

- ◆ 華南ビジネス最前線～華南における保税開発区

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国の税務
～日本人が中国子会社に「出向」した場合における恒久的施設認定に
関する最近の動向及び関連する影響について
- ◆ 法 務：最近の制裁事例からみた中国のカルテル規制

■ MUF G中国ビジネス・ネットワーク



目次

■ 経 済

- ◆ 中国経済の現状と見通し
三菱東京UFJ銀行 経済調査室…………… 1

■ 産 業

- ◆ 中成長時代の中国の成長産業
三菱東京UFJ銀行(中国)企画部 企業調査チーム…………… 4

■ 人民元レポート

- ◆ PBOCの公開市場操作から垣間見えるインフレへの警戒感
三菱東京UFJ銀行(中国)環球金融市場部…………… 14

■ 連 載

- ◆ 華南ビジネス最前線～華南における保税開発区
三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室…………… 18

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国の税務
～日本人が中国子会社に「出向」した場合における恒久的施設認定に
関する最近の動向及び関連する影響について
プライスウォーターハウスクーパース中国…………… 22
- ◆ 法 務：最近の制裁事例からみた中国のカルテル規制
北京市金杜法律事務所…………… 25

■ MUF G中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

経 済「中国経済の現状と見通し」は、2013年第1四半期の経済レビューと今後の見通しについて纏めています。第1四半期の実質GDP成長率は、新政権による汚職腐敗対策の強化が消費を下押ししたことを主因に、前期の前年比+7.9%から同+7.7%へと、予想外の景気減速となりました。今後については、高成長期から安定成長期へのスムーズな以降を模索する新政権の下、先進国の金融緩和に伴って急増する資本流入、社会融資総量の増加に反映されたシャドーバンキングの拡大、不動産価格の上昇などで膨らむバブルリスクへの対策強化や、都市化、規制緩和の推進による生産性の高い投資の喚起等の政策運営が執られる中で、2013年の実質GDP成長率は、2012年の前年比+7.8%から同+7.6%へ、2014年には同+7.4%と小幅低下を予想しています。

産 業「中成長時代の中国の成長産業」は、中国経済が高度成長から中成長への移行期にあり、経済構造の転換、産業構造の改革が推進されるなか、今後の中国経済の成長を牽引する成長産業について、その類型と特徴を概観し、代表的な業種を取り上げレビューを行っています。具体的に、「自動車産業」「医療関連産業」「環境関連産業」「高効率火力発電設備」「産業用ロボット製造業」の5業種について紹介した上で、今後の成長産業と目される産業は、政府の政策目標に合致した産業、経済・社会の変化に付随して興隆する産業に類型化される、即ち、政策的に後押しされる予定であるか、その蓋然性が高いと目される産業となりますが、こうした産業では、参入過多、政府の過剰支援の結果、供給過多による事業者マージンの低下という事態に陥ることも想定されるため、今後の中国経済の成長を担う成長産業は、外国企業の優れた技術を導入して世界レベルでの競争に耐えうる技術力を持った企業を育成する一方、適切な競争政策、供給能力のコントロールによって、業界の健全な発展を促すことが必要と指摘しています。

人民元レポート「PBOCの公開市場操作から垣間見えるインフレへの警戒感」は、最近の中国人民銀行(PBOC)の引締めに向かいつつあることを思わせる公開市場操作を受けて、環境変化、公開市場操作動向から汲み取れるPBOCの意図を推察しつつ、今後の金融市場の動向について考察しています。これまで短期の資金吸収操作(レポ)を中心としていたPBOCが、5月に入り1年5ヶ月ぶりに長期の資金吸収手段である中央銀行手形の発行を再開した背景には、外貨流入に伴うCPI加速への警戒感や足元の堅調な資金需要等から成長が底堅いとの見通しの下で、市場流動性をやや引締め気味に誘導したいとのPBOCの意図があるものと見ています。但し、今年の政府の成長率目標を維持するためには、厳しい引締めも実施できないと考えられ、資金流入圧力が強まりインフレ懸念が煽るなか、5月の経済指標から力強さ見られない場合、当局の政策運営は難しい局面を迎えるとも指摘しています。

連 載「華南ビジネス最前線～華南における保税開発区」は、華南地区の18箇所が存在する保税区、保税物流園区等の様々な保税開発区のうち、「保税区」「保税物流園区と保税物流中心」「輸出加工区」「珠海・マカオクロスボーダー工業区」「保税港区と総合保税区」を取り上げ、それぞれの特徴について解説しています。保税開発区は、広東省では国务院の批准によるものと税関の批准によるものと併せて18ヶ所に存在し、全国では国务院が批准したものだけでも約120ヶ所に上り、これらの機能が重複する一方で、それぞれに適用される政策が様々であるため、昨年10月、国务院より数ある保税開発区を段階的に総合保税区に整合していく方針が示されており、今後、整合が進み機能がより完全化されることにより、企業にとっての保税開発区の利用価値がさらに高まるものと見ています。

スペシャリストの目

税務会計「中国の税務」は、日系企業から受ける税務に関する質問のうち実用的なテーマを取り上げ、Q&A形式で解説しています。今回は、外国企業が中国の会社に自社の社員を「出向」により派遣する場合の契約内容の審査に関して、2013年4月19日付で公布された指針(「国家税務総局[2013]第19号」2013年6月1日施行)の内容と出向派遣に与える影響についての解説です。

法務「最近の制裁事例からみた中国のカルテル規制」は、2013年に入り、高額な制裁金が科される事例が現れている「独占協定(カルテル)」について、実際に制裁が科された事例を挙げて、中国における独占協定規制とその運用を概説しています。水平的独占協定(競争関係にある事業者におけるカルテル)をめぐる事案では、制裁金の金額、リニエンスー制度の問題を、垂直的独占協定(事業者との取引相手との間におけるカルテル)をめぐる事案では、再販価格の拘束、販売業者の販売地域の制限、制裁金、を論点として考察しています。その上で、中国独禁法の施行から5年も経過しておらず、独占協定に関する規則を制定している当局の調査に関する実務経験の蓄積も少ない一方で、昨今当局の取り締まり強化の動きが見られ、今後確実に価格独占禁止にかかる処罰事例が増えていくものと予想されることから、外資系企業は関連法令への理解を深めると共に、法の運用面における動向に注視し、法律違反の法的リスクの発見・回避に努めることが必要と指摘しています。



中国経済の現状と見通し

三菱東京UFJ銀行
経済調査室
調査役 萩原陽子

本レポートは、三菱東京UFJ銀行経済調査室作成の「アジア経済の見通し」の中国編を転載したものです。「アジア経済の見通し」はNIEs、ASEAN、インドについても記載しております。また、日本、米国、欧州、オーストラリア、原油に関する見通しを作成しており、下記アドレスよりご参照頂けます。

<http://www.bk.mufg.jp/report/ecolook2013/index.htm>

1. 現状：新政権の綱紀粛正策が消費を下押し、予想外の景気減速

中国では、第1四半期の実質GDP成長率が前年比+7.7%と前期の同+7.9%から低下し、前期以降、景気回復基調に転じたとの市場の楽観的な予想は覆えされた。

成長率低下の主因は消費で前期の同+14.9%から同+12.4%まで減速し、4月時点でも同+12.8%にとどまっている。所得拡大ペースの低下に加え、新政権による汚職腐敗対策の強化が公費支出・接待需要のみならず、消費者マインド全般を萎縮させたとみられる。

一方、投資は同+20.9%とほぼ前期（同+20.8%）並みで、昨年半ば以降の傾向として、輸送、水利などインフラ公共投資を牽引役に安定推移した。しかし、社会融資総量〔実体経済が金融システム（銀行、証券、保険などの金融機関ならびに証券市場）から獲得した資金の総額〕が前年同期の1.6倍にも膨らんだことにより、市場で醸成された過大な期待水準には遠く及ばなかった。4月には、投資はさらに同+20.1%に低下した。

輸出は第1四半期には前年比+18.4%と、1年半振りの高水準に達し、この結果、外需の寄与度は前期の+0.2%から+1.1%に拡大した。ただし、輸出は香港向けの同+74.1%、寄与度にして+10.5%ポイントという極端に高い伸びに押し上げられており、一部企業が貿易決済を装って投機資金を流入させたことによる水増しとの見方が強い。4月に入っても香港向けに牽引された輸出の二桁増ペースは持続している。

(2) 見通し：リスク対策を強化しつつ、安定成長を模索

3月の全人代で李克強副首相が首相に就任し、習近平・李克強政権が本格始動した。新政権は、高成長期から安定成長期へのスムーズな移行を念頭に、景気対策を通じた成長率の嵩上げを極力回避し、経済改革による生産性向上を中核に据え、新たな潜在成長率の水準を見定めようとしている感がある。

4月には2003年のSARS禍を想起させる鳥インフルエンザ感染が広がり、さらに20日に四川省で2008年ほど大規模ではないにせよ、マグニチュード7.0という大地震が発生した。この結果、景気減速とも相まって、地方政府を中心に景気テコ入れ策への要求が高まったとみられている。しかし、人口ボーナス期が終わり、求人倍率が上昇するなかで、中央政府はむしろ、先進国の金融緩和に伴って急増する資本流入、社会融資総量の増加に反映されたシャドバンキングの拡大、

不動産価格の上昇などで膨らむバブルリスクの回避に注力している。3月初の不動産価格抑制策の強化に続いて、李首相誕生後も、シャドーバンキングの主要ツールである資産運用商品の管理策、資本流入規制などが相次いで導入された。こうした政策運営を踏まえ、実質 GDP 成長率は2012年の前年比+7.8%から2013年には同+7.6%、2014年には同+7.4%と小幅低下を予想する。

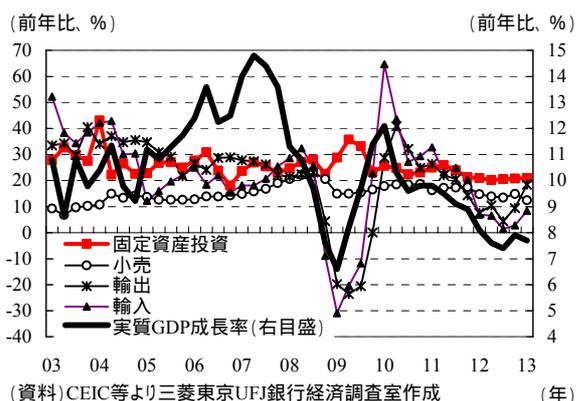
詳細をみていくと、当面は、引き続き、投資が成長の下支え役を務めよう。政府は高成長時代の終焉を踏まえ、一段と投資過剰の抑制に注力する一方で、新たな成長の源泉と位置付ける都市化や規制緩和の推進により、生産性の高い投資の喚起を図ると考えられる。金融政策面では、公開市場操作を通じたコントロールが続こう。年初来の資本流入増に対し、5月にはほぼ1年半振りに中央銀行手形発行の再開に踏み切り、市場からの資金吸収力を強めている。景気減速と不動産バブルの併存という状況を踏まえれば、金利ならびに預金準備率の操作よりも公開市場操作による機動的な対応が適しているという判断は妥当なものと考えられる。

消費は力強さを欠いた展開が続こう。綱紀粛正策が緩められる兆しはなく、安定成長期への移行に伴う所得拡大ペースの減速や先行き不安も消費者マインドの重石となろう。また、新たな消費振興策も予定されていない。ただし、鳥インフルエンザの感染は収束に向かっており、消費が大きく落ち込むリスクは軽減した。

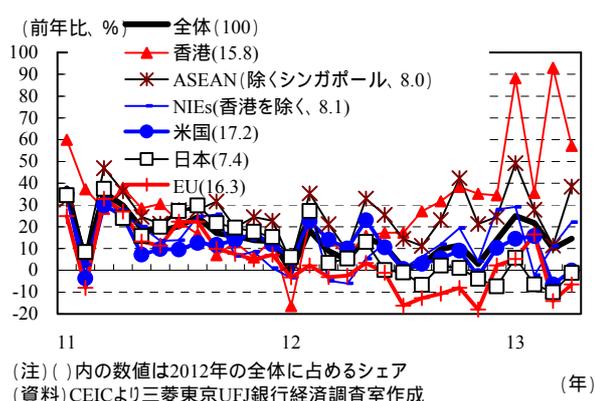
輸出においては足元の二桁成長を維持するのは難しいと考えられる。不振が続いた欧米向けは持ち直しが期待できるものの、香港向けの減速は避けられまい。6月から実施される資金流入規制策には、貿易取引における貨物代金と資金決済額の不一致や中国への大量な資本の持ち込みに対する監視強化が盛り込まれ、輸出水増しを減退させる効果を持つ。また、これまでの人民元ならびに賃金上昇は着実に中国の輸出競争力を低下させている。

なお、6月からの資金流入規制策には、外貨建て預貸比率の高い銀行に対して人民元ポジション保有制限を強化する人民元高抑制策も含まれている。6月の米中首脳会談、7月の米中戦略・経済対話を踏まえ、人民元相場のさらなる弾力化への可能性が高まっているが、その場合でも、大幅な人民元高は介入によって回避される状況に変わりはないだろう。

図表1：中国のGDPと関連指標



図表2：中国の地域別輸出伸び率



図表3：アジア経済見通し総括表

名目GDP(2012年)・シェア (10億ドル、%)	実質GDP成長率(%)			消費者物価上昇率(%)			経常収支(億ドル)				
	2012年	2013年	2014年	2012年	2013年	2014年	2012年	2013年	2014年		
中国	8,227	58.1	7.8	7.6	7.4	2.6	3.1	3.5	1,931	2,053	2,005
韓国	1,156	8.2	2.0	2.8	3.2	2.2	1.7	2.7	431	321	281
台湾	474	3.3	1.3	2.4	3.5	1.9	1.7	1.9	496	460	492
香港	263	1.9	1.5	2.9	3.5	4.1	4.2	4.2	29	47	56
シンガポール	277	2.0	1.3	2.0	3.1	4.6	2.6	3.1	514	633	699
NIEs	2,169	15.3	1.7	2.6	3.3	2.7	2.1	2.8	1,471	1,460	1,528
インドネシア	878	6.2	6.2	6.1	6.3	4.3	6.2	5.4	▲241	▲230	▲179
マレーシア	304	2.1	5.6	4.7	5.3	1.6	2.1	2.4	183	206	241
タイ	366	2.6	6.5	4.7	4.5	3.0	3.2	3.0	27	39	55
フィリピン	250	1.8	6.6	6.0	5.8	3.2	3.4	3.3	71	77	74
ASEAN4	1,798	12.7	6.2	5.6	5.7	3.4	4.5	4.1	41	92	190
インド	1,825	12.9	5.0	5.9	6.5	10.4	7.1	6.9	▲789	▲807	▲788
ベトナム	138	1.0	5.0	5.3	5.6	9.2	6.2	6.4	11	▲1	▲2
アジア11カ国・地域	14,157	100	6.3	6.3	6.4	3.8	3.7	3.9	2,664	2,798	2,933
			実績(見込み)	見通し		実績	見通し	実績(見込み)	見通し		

(注)インドは年度(4月～3月)ベース。

以上

(執筆者連絡先)

三菱東京UFJ銀行 経済調査室

ホームページ(経済・産業レポートとマーケット情報): http://www.bk.mufj.jp/rept_mkt/rsrch/index.htm



中成長時代の中国の成長産業

三菱東京 UFJ 銀行（中国）
企画部 企業調査チーム
上席調査役 吉田常誠

中国経済は高度成長から中成長への移行期にあり、経済構造の転換、産業構造の改革が推進されている。こうしたなか、これまで中国経済を支えてきた従来型の基幹産業、とりわけインフラ投資関連や輸出財関連、これらに付随する素材産業の成長力は潜在的に低下すると見込まれる。一方、消費主導型経済への転換の模索が進むなか、内需消費財やサービス関連が勢いを増してくるほか、7大戦略的新興産業の推進に伴い、高い技術を要する製造設備などの高付加価値製造業は恩恵を受けると考えられる。

本稿では、今後の中国経済の成長を牽引するこうした成長産業について、その類型と特徴を概観するとともに、いくつかの代表的な業種を取り上げレビューを行った。

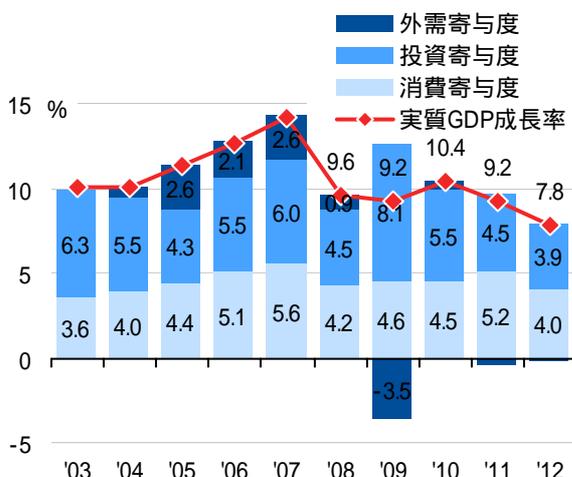
1 中国経済を取り巻く環境変化と成長産業

中国経済は、これまで10年以上にわたり高い経済成長を続けてきたが、2012年には年間の実質GDP成長率が7.8%となり、8%を割り込んだ（図表1）。

2013年はかろうじて8%台の成長率を回復すると目されているものの、今後の趨勢としては8%を下回るGDP成長率が定着していくとみられ、かつてのような高成長を期待することはもはや困難となりつつある。

こうした経済成長の趨勢的な低下は、固定資産投資の限界効率が低下（悪化）するなか（図表2）、これまで中国が続けてきた投資主導による経済成長の押し上げが持続できなくなったことが大きい。投資依存型の経済成長から消費主導型への経済構造の転換が喫緊の課題になっている。

図表1：GDP成長率とその内訳寄与度



(資料)CEICよりBTMUC企画部作成

図表2：限界資本係数の推移



(注)限界資本係数は、実質GDPを1単位上昇させるのに必要な資本ストックの増分。

(資料)CEICよりBTMUC企画部作成

これに伴い、経済成長を牽引する産業、すなわち経済全体の成長を上回る成長が期待される産業も必然的に入れ替わりを余儀なくされると考えられる。

ここで、成長産業は、政府の政策目標に合致した産業と、経済・社会の変化に付随して興隆する産業の2つの側面から考えることができる(図表3)。

政府の政策目標とは、戦略的新興産業、内需消費振興、都市型産業育成、民生改善・環境保護の大きく4項目が挙げられる。ほとんどの成長産業は、何らかの形でこうした政府の政策や方針に合致して「振興」されるケースが多いと考えられる。

しかし実際には、現実の経済・社会環境の変化への自然な対応として必然的に出現したものでなければ、自発的には十分な推進力が得られない可能性が高く、政府による有形無形の後押しがなければ、成長戦略は「画に描いた餅」に終わる可能性もある。

図表3：成長産業の類型

産業分野、製品等	政策目標に合致 = 政府が振興をサポート				経済・社会変化に付随 = 自然発生的な推進力				備考
	戦略的新興産業	内需消費振興	都市型サービス振興	民生改善・環境保護	所得水準の上昇	高齢化の進展	割安な労働力の減少	生産年齢人口の減少	
消費 乗用車 新エネ車 省エネ家電 食品									加工食品、健康食品等
民生・環境 医療サービス 医薬品 医療機器 高齢者向けサービス 環境サービス 環境関連機器 高効率発電設備 新エネルギー									水処理、ゴミ関連等 民生機器を含む
都市 都市交通システム 都市ガス									地下鉄、トラム等
産業 産業ロボット等 航空機 新素材・高機能素材									自動化機器全般

(注) 各種資料よりBTMUC企画部作成 *本稿にて取り上げた産業

なお、戦略的新興産業は、3月に具体的な対象品目・サービスの詳細なリストが公表された(図表4)。

これによると、「戦略的新興産業」には必ずしも先端的なものばかりではなく、先進国においては既に標準的になっているものも多く含まれている。また、対象範囲は極めて広く、多種多様な分野が含まれるため、解釈次第では既存の産業も振興の対象になりうる。

裏を返せば、このリストに含まれることは、今後の成長戦略において何らかの育成・支援を受ける「成長産業」たる「必要条件」ではあっても、優先的な支援を受けるための「十分条件」とは言い難い。やはり、経済・社会情勢の変化によって切実に求められる産業、という側面がなければ、成長産業としての「実力」は不十分であると言えよう。

図表4：戦略的新興産業の該当品目・サービス

重点産業	該当する品目、サービス等
省エネ・環境保護	・省エネ、環境保護、リサイクル促進に関連する機器、サービス等 ・高効率発電設備、省エネ家電を含む
次世代情報技術	・ネットワーク機器 ・電子産業 ・ソフトウェア産業
バイオ	・医薬品、医療機器、肥料・農薬、バイオテクノロジー
先端設備	・航空機、衛星、鉄道 ・洋上プラットフォーム ・高精度の工作機械、産業ロボット
新エネルギー	・原子力発電、風力発電、太陽光発電設備 ・スマートグリッド設備
新材料	・各種先端素材(レアアース、膜、光学、電子、エネルギー、セラミック等) ・先進建材(特殊鋼、合金、セラミック、プラスチック) ・複合繊維
新エネルギー自動車	・電気自動車、プラグインハイブリッド車

(出所)「戦略新興産業重点品目・サービス指導リスト」よりBTMUC企画部作成

2 成長産業の事例

本章では、上記に挙げた成長産業の中から5つを取り上げ、紹介する。

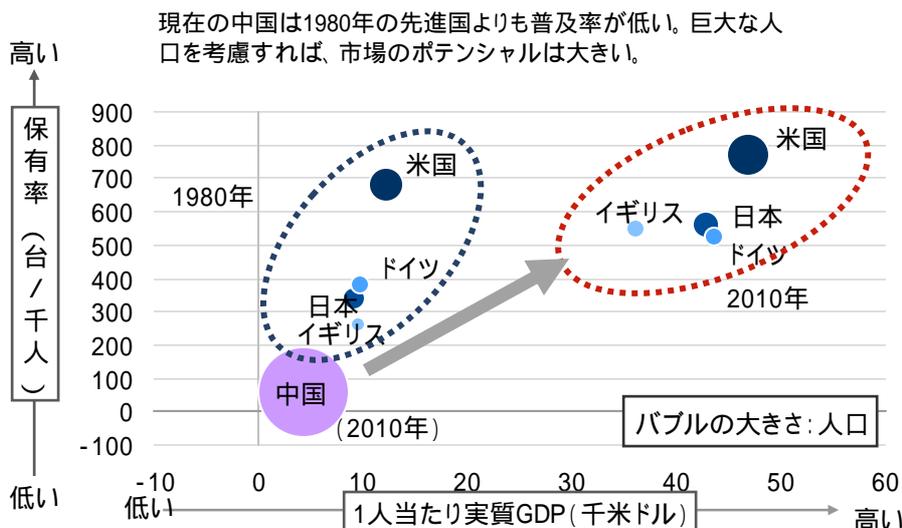
(1) 自動車産業

自動車産業はある程度成熟しつつある産業ではあるが、下記理由により一段の産業高度化を進める余地があると判断される。

- ✓ 依然として先進国等と比較して普及率は低く(特に地方部) 市場拡大の余地が存在すること(図表5)
- ✓ 商品開発、技術、生産いずれにおいても、現状では外国メーカーへの依存度が高く、強固な基盤を持つ国内メーカーの育成が遅れている。そのため、産業再編等を進める余地があること
- ✓ 昨今深刻化している大気汚染問題においては、自動車の排ガスがひとつの原因と考えられているが、市場規模の大きい中国では、先端の環境技術を積極的に取り込むことが可能であること

現在、中国各地に自動車メーカーが乱立した結果、過剰生産能力の存在により過当競争に陥っている。こうした産業構造が国内ブランド車の競争力向上を妨げている面もあり、産業再編による産業の高度化・効率化が喫緊の課題になるう。

図表5：自動車の普及率と今後のポテンシャル



(資料) 各種資料よりBTMU企業調査部作成

(2) 医療関連産業（医薬品・医療機器・医療サービス）

経済成長に伴い、生活習慣病をはじめとする先進国型の疾病が増加していること、高齢化社会が急激に進展していることから、医療サービスへのニーズが高まっており、医療関連市場は拡大が予想される（図表6、7）。

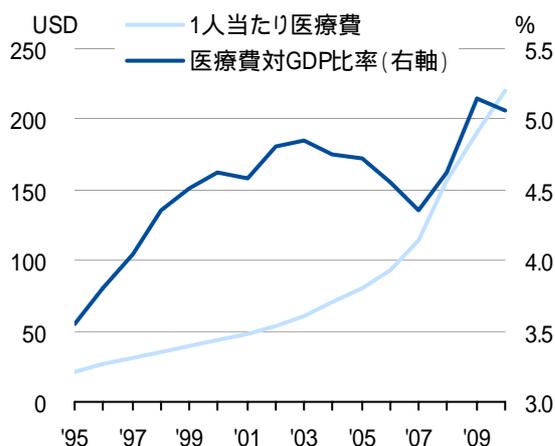
とりわけ、所得水準上昇と、医療保険制度の普及進展を背景に、医薬品市場は年率20%程度での拡大が続いており、今後も成長が続くと予想される。

いわゆる「パテント薬」について、欧米医薬品メーカーのシェアが極めて高く、国内メーカーは「後発薬（ジェネリック薬）」の製造にとどまっていた。産業発展の観点からは、国内メーカーの研究開発力の強化が必要になる。

これまで中国では、高度医療を提供する3級病院などの大病院に対する「信仰」が根強く、罹患初期からこうした大病院で診察を受ける傾向が強い。そのため、地元診療所などにおけるプライマリ・ケア（＝掛かりつけ医による初動的診断・診療）が行われず、非効率に陥っていた。今後は、地方における所得水準の上昇に対応して、1～2級病院や診療所など下位医療機関の拡充が必要になる。

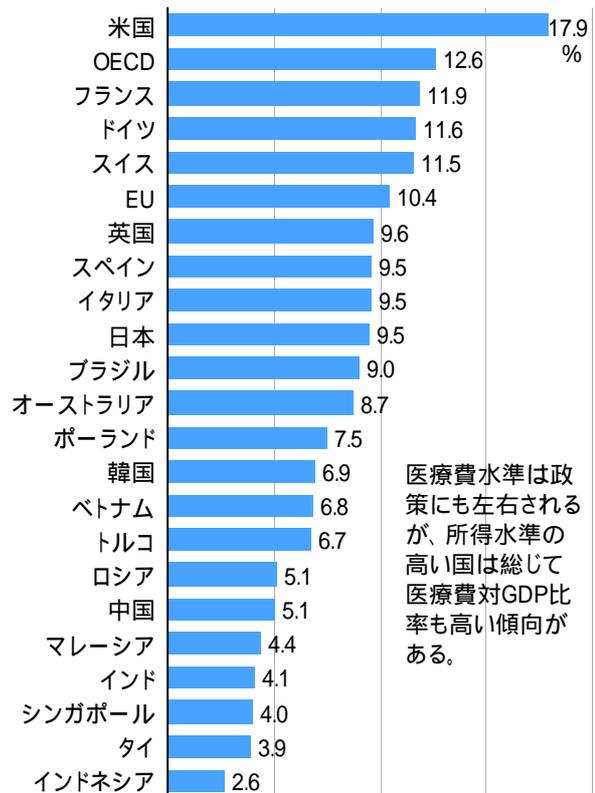
小規模病院や「社区卫生服務中心」などにおけるプライマリ・ケアを推進するため、こうした末端医療施設に対する近代的医療設備の導入を進めることが重要であり、医療機器市場の拡大に資すると考えられる。

図表6：医療費の推移



(資料)CEICよりBTMUC企画部作成

図表7：医療費対GDP比率の国際比較



医療費水準は政策にも左右されるが、所得水準の高い国は総じて医療費対GDP比率も高い傾向がある。

(資料)CEICよりBTMUC企画部作成

(3) 環境関連産業～水処理プラント、水処理サービス

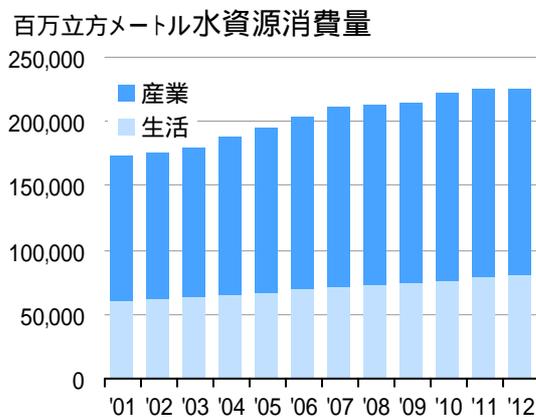
中国では水、大気、土壌など、さまざまな汚染問題が発生している。水については、重金属排出など汚染問題への対応だけでなく、都市化の進展や、工業生産拡大による水需要・排水処理需要が拡大している（図表8）。

水資源不足や水質汚染問題の深刻化のため、水処理対策の緊急性が高いことに加え、集中処理施設（プラント）の形で運営される下水処理は計量が容易で受益者負担を明確化しやすいことから、ビジネスとしての拡大余地は大きいと考えられる。

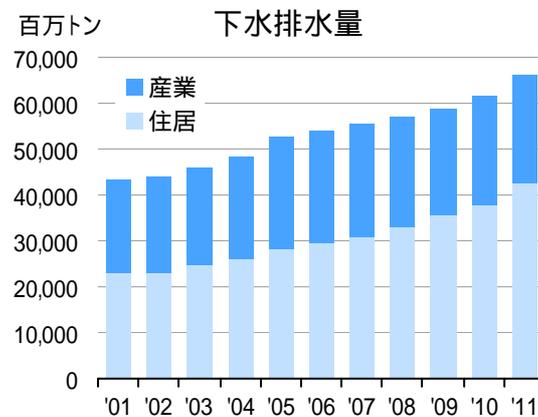
- ✓ 都市化の進展による都市への人口集中は、上水使用量・汚水処理必要量の増大を招く公算が大きい。
- ✓ 現在は適切な処理をされていない産業排水も多いとみられ、国民の環境意識が高まるなか、下水処理はサービス、機器ともにニーズが高まる方向。
- ✓ 下水処理プラントの新設・拡張を支援するプログラムを導入済み。企業向けの産業排水の水質規制もさらに強化される方向。水資源の制約から、再処理水の産業利用ニーズも高まるとみられる。
- ✓ 大都市を中心に、営利事業化が進んできているものの、地方都市では公営事業として営まれているケースも依然として多く、地方財政健全化の観点から、民営化により市場拡大が進む余地は大きいと考えられる。

水処理関連技術では、日本を含む先進国企業が優位性を持っている上、プラント運営においても欧州企業が現状強みを持つ。海外企業との提携なども行われており、国内企業の育成も徐々に進んでいる模様。とりわけ、処理施設運営では、合従連衡により国内大企業も散見されるようになっている。

図表8：水処理量の推移



(資料)CEICよりBTMUC企画部作成



(資料)CEICよりBTMUC企画部作成

(4) 高効率火力発電設備（超々臨界圧石炭発電、石炭ガス化複合発電）

再生可能エネルギーなどの新エネルギー産業の育成も重要なテーマであるが、中国を取り巻くエネルギー資源の状況に鑑みれば（注）国内に豊富に存在し安価である石炭を有効に活用しつつ、環境負荷を減らすための技術を導入・開発することは不可避であると同時に、現実解として重要性を持ってくると考えられる。

（注）エネルギー消費量は拡大の一途を辿っているが、環境保護のためにエネルギーの消費に伴う汚染物質の排出抑制も必要。

というのも、電力消費量の拡大が続くなか（図表9）、太陽光や風力などの再生可能エネルギーの拡大ペースは自ずと限界があること、石油は自動車燃料としての利用が優先されるし、天然ガスも都市化の進展に伴う都市ガス用途が優先される。そのため、原子力が石炭以外では唯一、政策・投資次第で拡大が可能になる分野となるが、現実には電力需要の増加分を一手に担うだけの確実性に乏しい。

こうしたことから、現時点ではあまりスポットライトは当たっていないが、石炭発電の効率化・クリーン化技術が今後重要性を帯びてくると考えられるのである。

石炭発電の効率化においては、超臨界圧、超々臨界圧石炭発電など、ボイラーの高圧化によって効率を高める技術の方向性は従来から存在し、技術開発が行われている。中国でも超臨界圧は徐々に導入が始まったところ。

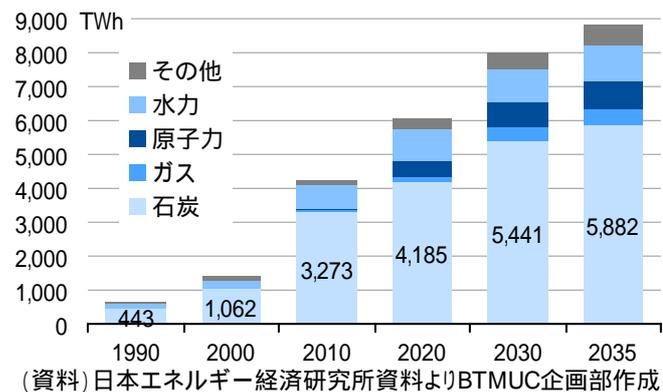
石炭ガス化複合発電は、石炭をガス化してガスタービン・エンジンを利用した複合サイクル発電（注）を行うもので、従来型石炭発電と比較してエネルギー効率を高められるほか、排ガスから硫酸化物等の汚染物質を除去できることから、豊富かつ安価な国内資源を利用しつつ、環境負荷を下げる事が可能。

（注）ガスタービン複合サイクル発電（GTCC）は、ガスタービン・エンジン（航空機のジェットエンジンに類似）燃焼による一次発電に加え、燃焼ガスの廃熱を利用して蒸気タービンを回し、二次発電を行うもの。石炭ガス化複合発電（IGCC）は、天然ガスの代わりに石炭をガス化して燃料として利用する。通常の石炭火力発電の発電効率は40%強であるが、IGCCでは50%前後以上の発電効率が見込めるほか、石炭火力発電には不向きであった褐炭などの低品質炭も利用できることがメリット。

日本メーカーの技術力が高い分野であるが、先進国においても依然として実用化のための技術開発・検証が行われている段階。中国にとっては極めてメリットが大きいと予想される技術であることから、率先して技術導入・開発に取り組むことが期待される。

ただし、発電会社にとっての自発的な投資インセンティブは必ずしも高くないことから、政策による支援や方向付けは必要になるだろう。

図表9：発電量の拡大予想



(5)産業用ロボット製造業

沿岸部を中心に、求人倍率の上昇、労働組合によるストライキ頻発などを背景に、過去数年間、労働生産性を上回るペースでの賃金上昇が続いている(図表10)。このため、「低コスト生産拠点」としての中国の強みは、相当程度失われつつある。

消費主導型経済の実現に向け、労働分配率の是正が必要とされており、今後さらなる労賃の上昇は不可避。また、都市化の進展に伴って、人口が都市に移動するとともに、都市型産業が労働力の吸収力を高める結果、工業部門における人材不足はさらに深刻化すると予想される。

こうした状況下、輸出商品を製造している労働集約型メーカーでは、生産拠点を東南アジアなどの外国に移転することも検討されようが、内販市場向けの製品を製造するメーカーでは引き続き国内で生産する必要がある。そのため、これまで人海戦術に頼ってきた製造メーカーにおいても、自動化(オートメーション)の導入を迫られるケースが増加すると見込まれる。

図表10：労働生産性と実質賃金の推移



(資料)CEICよりBTMUC企画部作成

オートメーション用のロボットは、日・独・スウェーデンのメーカーが強みを持つ分野で、主要メーカーはすでに中国においても事業展開を行っている。

こうした外国メーカーと比べて、国内メーカーの技術力不足は否めないが、外国メーカーが強みをもつハイエンド製品では間尺が合わないローエンド製品の需要拡大が今後予想されるなど、市場規模拡大の恩恵を見込みうる。技術障壁が高い製品分野であることから、官民一体となった技術開発により、国内メーカーの積極的な育成が期待される。

3 産業政策の落とし穴 ~サンテックパワー破綻の教訓~

冒頭で類型を示したとおり、今後の成長産業と目される産業は、政策的に後押しされる予定であるか、もしくはその蓋然性が高いと目される産業である。中国の場合、こうした産業では過剰支援による供給過剰の発生が懸念される。

✓地方政府の独立性が相応に高い中国では、中央政府が定めた基本政策の範囲内で、地方が裁量を持つケースが多い。経済成長目標を背負う各地方政府は、成長に役立つものは貪欲に何でも取り入れる傾向が強い。

✓地場企業もそうした状況を踏まえ、政府支援を当てにして投資に励むうえ、外国企業を含む参入企業の増加を誘引し、競争が激化すると予想される。

資源賦存量が制約条件になる産業（鉱物など）を別にすれば、各地方政府が同じことに取り組む結果、中国全体では「合成の誤謬」、つまり市場規模は拡大しても、参入事業者にとっては競争環境が厳しすぎ、十分な利益獲得に至らない、という事態に陥ることが想定される。

<中国の産業が陥る典型的な「負け」パターン>

- ▶参入過多、政府過剰支援の結果、供給過多に陥り、需給が悪化し市況が下落、事業者マージンが低下。R&D余力・投資体力が失われ、技術力や国際競争力の向上が阻害される
- ▶具体例：鉄鋼、セメント、自動車、医薬品

3月に発生したサンテックパワーの破綻も、直接の原因は異なるとはいえ、供給過剰が発生したこと、産業全体の競争環境が悪化した中でも、地方政府支援のもと、自然淘汰が妨げられたことに根本原因があるとみられる。

✓政府関連企業や国有企業が産業政策を担うことが多い中国では、経済合理性とは異なる原理が企業行動を左右する（注）ので、過剰供給に陥りやすい。

（注）このほか、遵法意識の低い企業家の存在が許されていることも、一種のダブルスタンダードとなり、本来淘汰されるべき企業が生き残ることを可能にし、過剰供給に陥ることにつながっている。典型的には、環境規制を無視することで、生産効率は低いにもかかわらず低コストでの操業が可能になる中小鉄鋼メーカーが例として挙げられる。

✓産業政策においては、地方政府主導で地元企業に補助金や税制優遇などの各種優遇措置を与えるだけでは不十分であるか、むしろ有害であると言える。

✓「政府支援が得られるので有望」と考えるよりは、「政府支援がなければ成り立たないので危険」と考えたほうが現実には即している。

今後の成長産業は、中国経済の中長期的な成長を担う重要な産業であるだけに、外国企業の優れた技術やノウハウを導入して世界レベルでの競争に耐えうる技術力を持った企業を育成する一方、適切な競争政策、供給能力のコントロールによって、業界の健全な発展を促すことが必要となろう。

4. 戸籍改革の必要性

最後に1点、留意点を指摘したい。

都市化とそれに伴う消費振興、都市型産業振興は、重要な経済成長の源泉と目されており、本稿においても成長産業を生み出す源泉のひとつとして扱ってきた。

しかし、現在、都市に常住する人口約7億人のうち、約2億人は農業戸籍保有者（多くはいわゆる農民工）と言われている。彼らは都市戸籍保有者と同じ都市サービス（医療、教育等）を受けることができないため、これが経済格差の一因になっているばかりでなく、都市戸籍保有者と比較して、消費意欲が抑圧されているものと考えられる。

これまで、中国の都市化は農業人口を都市（市および鎮）で吸収することで進展してきたが、このように十分な購買力・購買意欲のない農民工が一定の割合（単純計算では3割弱）を占めるようでは、都市型産業の発展の阻害要因になる。

社会政策の観点から見直しが必要と言われている戸籍改革問題であるが、経済政策・産業政策の観点からも、早急な見直しが不可欠と言える。

以上

（執筆者連絡先）

（株）三菱東京UFJ銀行（中国） 企画部 企業調査チーム

吉田 常誠 TEL：86-21-6888-1666 内線 5050 Email：tsunenobu_yoshida@cn.mufg.jp

住所：上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亞大廈22楼 FAX：86-21-6888-1665



PBOC の公開市場操作から垣間見えるインフレへの警戒感

三菱東京UFJ銀行(中国)
環球金融市場部
資金証券グループ 豊 覚行

本誌 2013 年 3 月号では、中国人民銀行(以下、PBOC)の公開市場操作におけるレポ¹再開について採り上げたが、当時は「飽くまで過剰流動性の吸収」を意図したものであり、金融引締めへの布石では無い、と結論付けた。

実際市場では、一時的に金融引締め懸念から債券価格が下落する(利回りが上昇する)局面もあったものの、その後は落ち着きを取り戻した。PBOC は当面レポによる資金吸収を中心とした調節を継続するかに思えたが、その後 5 月に入り、1 年 5 ヶ月ぶりに 3 ヶ月物中央銀行手形の発行を再開している。中央銀行手形は市場から期間の長い資金を吸収する手段であり、レポ取引と比較すると、流動性引締め度合いは強い。公開市場操作の傾向を鑑みるに、PBOC は引締めへと向いつつあるように思えるが、果たしてそうなのだろうか。過去と現在の環境変化、公開市場操作動向から汲み取れる PBOC の意図を推察しつつ、今後の金融市場の動向について考察する。

1. 公開市場操作の状況

(1) 過去 3 年の動向

毎年 12 月に実施される中央経済工作会議において、翌年の経済・金融政策運営方針が示される。2010 年以降の方針はそれぞれ以下の通り。

- 2010 年：積極的な財政政策と適度に緩和的な金融政策
- 2011 年：積極的な財政政策と穏健な金融政策
- 2012 年：積極的な財政政策と穏健な金融政策
- 2013 年：積極的な財政政策と穏健な金融政策

これらの方針と【図表 1】の金融調節の推移と照らし合わせてみると、2010 年は、「適度に緩和的な金融政策」が標榜されたにもかかわらず、断続的な預金準備率や基準金利引上げが実施されている事や、2011 年以降は「穏健(中立)」とされているにも関わらず、2011 年は基準金利を引上げ、2012 年は逆に引下げるなど、公開市場操作の手段や金額規模だけでは、方針と金融調節が一見整合していないようにも見える。

一方で、公開市場操作の結果として反映される短期金融市場の金利水準を見ると、上記の金融政策方針が反映されていることが分かる。

【図表 2】は、取引量が多く、人民元資金市場で最も指標性の高い、1 週間物レポ金利の推移を 15 日、

【図表 1】金融調節の推移

	基準金利	預金準備率	資金吸収						資金供給	
			中銀手形発行			レポ			リバースレポ	レポ
			1年	3ヶ月	3年	1ヶ月	3ヶ月	1週間	2週間	
2010			319	404	405	758	1,371	-	-	
1月		+0.50%	10	50		275	118			
2月		+0.50%	17	90			30			
3月			50	160		208	262			
4月			75	20	90	270	282			
5月		+0.50%	30	5	120		30			
6月			55	5	18		10			
7月			23	22	85		105			
8月			12	17	80		170			
9月			5	6	5		68			
10月		+0.25%	40	25	6		256			
11月		+1.00%	1	3	1		40			
12月		+0.25%	1	1		5				
2011			151	56	81	1,502	602	-	-	
1月		+1.00%	1	3			8			
2月		+0.25%	1	1		20	40			
3月		+0.50%	99	26		405	262			
4月		+0.25%	3	11		269	40			
5月		+0.50%	3	1	40	116	10			
6月		+0.50%	2	5	15	100	10			
7月		+0.25%	1	1	5	146	110			
8月			1	3	1	112	42			
9月			2	2		79	10			
10月			19	1	20	115	30			
11月			15	1		55				
12月		-0.50%	4	1		85	40			
2012			-	-	-	622	322	5,550	1,822	
1月								2,775	352	
2月		-0.50%				42	30			
3月						216	110			
4月						94	52			
5月		-0.50%				190	90	89		
6月		-0.25%				80	40		125	
7月		-0.31%							356	
8月									575	
9月									230	
10月									694	
11月									623	
12月									208	
2013				7		718	10	406	920	
1月								406	60	
2月						45	10		860	
3月						198				
4月						235				
5月						240				

(単位：10億元)

出所：ブルームバーグ

¹ PBOCが債券を銀行へ差入れ、銀行から資金を受け入れる形態の取引。

30日移動平均²と各年の平均を示したものである。

「緩和的な金融政策」が掲げられていた2010年は、年後半に向けて資金吸収や基準金利引上げにより金融引締めに向っていったものの、年間を通してみると、1週間物レポ金利平均は約2.15%と低位での推移となっていた。

過去3年で、最も引締められた時期は2011年であり、1週間物レポ金利年間平均は4%まで上昇している。同時期は、貸出預金基準金利が累計0.75%引上げられるなど、積極的な引締めが実施されていたためだ。その後、翌2012年は3.50%、今年直近では3.30%近辺まで低下してきており、緩やかな緩和方向が維持されている。

これらをまとめると、金融政策方針と実際の金利水準を照らし合わせた結果、PBOCは1週間物レポ金利3%~4%程度は「中立」、2%台は「緩和的」との考えを持っているものと推定することが可能だろう。つまり、PBOCは対外的に公表していないものの、一定の目標金利水準（もしくはレンジ）を定めており、市場金利をその水準へ誘導するために公開市場操作を実施しているように見受けられる。従って、PBOCの金融調節は、既に実態は金利目標型の金融政策に近い、と捉える事もできる。ただし、持ち合わせている金融調節手段が少ない為にきめ細かい調節が行えず、短期金利の変動幅が他国と比較して大きくなってしまっている点是否定できない。金融調節手段を拡張し、短期金利の変動性（ボラティリティ）をより一層低下させることは、PBOCにとって今後の課題であろう。

(2) 中央銀行手形発行再開のインプリケーション

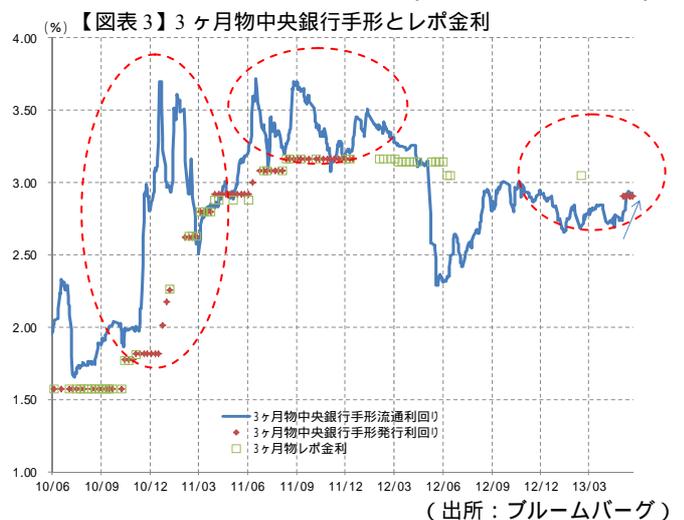
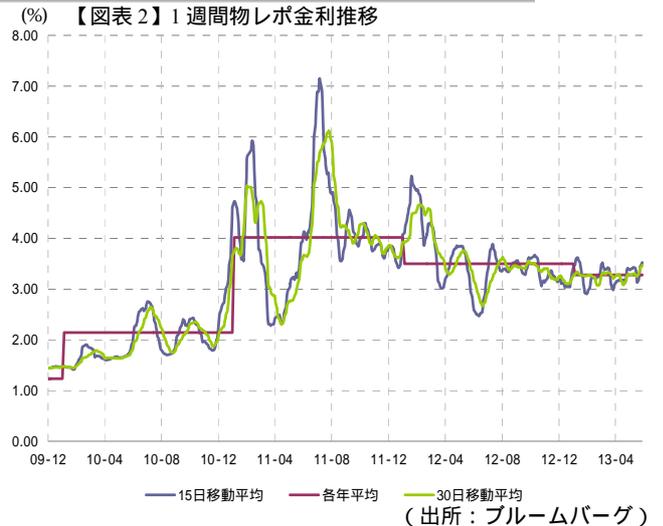
ここまで述べた通り、PBOCが暗黙の目標金利水準を持っていると仮定した上で、今回の中央銀行手形発行再開の意味合いについて、2013年初頭からの公開市場操作の変遷を【図表3】を用いて考察する。

図中青線は、銀行間流通市場で取引される3ヶ月物中央銀行手形の流通利回りであり、いわゆる市場実勢水準の推移である。

一方で、点（赤、白抜き緑）で示したものは、それぞれ「3ヶ月物中央銀行手形の発行利回り」と「3ヶ月物レポ公開市場操作金利」であり、これらはPBOCが流通市場や銀行間市場金利の動向を見ながら、PBOCの意図（市場へ金融引締め意図を伝えたい場合は、発行金利を引上げ、緩和バイアスを示す場合は引下げ）を反映させて決定しているものと考えられる。

の局面（2010年下半年）では、利上げや預金準備率の引上げ等により金融引締めバイアスを示しつつ、流通利回りの上昇に合わせて、発行利回りを引上げていったことが示されている。

の2011年後半にかけては、流通利回りは高止まりしていたものの、発行金利を据え置くことで、流通利回りの上昇に一定の歯止めをかけながら、金融引締めの实体经济への効果を押し量っている



² 人民元金利の変動幅が大きいため、トレンドを見るために移動平均を使用。

た模様である。

その後、2011年12月まで3.1618%の発行金利で据え置かれ、それ以降は、2013年5月の再開まで発行を休止していた。

さて、それらを踏まえたうえで今回の局面であるが、2013年初以降、昨今の数々の報道、レポート等にある通り、中国へのホットマネー還流が増加し、それによってもたらされる潤沢な市場流動性を背景に、銀行間市場短期金利は低位で推移していた。

また同時に、残存期間3ヶ月程度の中銀手形についても、潤沢な市場流動性の影響から2012年5月(その後、6、7月に連続利下げ)の水準である2.70-2.80%近傍での推移となっていた。これを受けて、5月8日にPBOCから中銀手形発行再開が発表された際の発行金利市場予想も、市場実勢に近い2.70-2.80%近傍であったが、蓋を開けてみると市場予想を上回る2.9089%となり、市場をやや驚かせる結果となった。

端的にいうと、PBOCは「市場実勢水準を上げたい」との考えを持っており、発行金利を高めめに設定した、という事になる。PBOCは、市場流動性を小幅引締める必要性を認識していたと解釈できよう。

2. インフレ警戒姿勢のPBOC

さて、上記の通り公開市場操作から読み取れるPBOCのスタンスは「過剰流動性は看過できない」ということになるが、その背景について確認しておきたい。

(1) CPI加速への警戒感

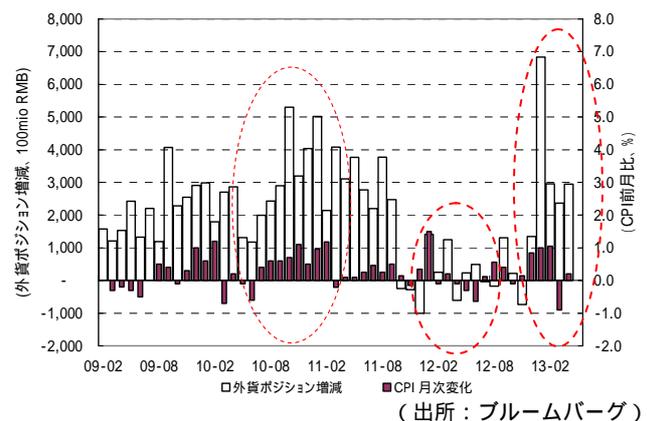
【図表4】は、中央銀行及び商業銀行が購入した各月の外貨の量とCPIの前月比の推移を示している。外貨購入量が増加傾向にあった2010年後半にかけては【図表4】米国連邦準備理事会が金融緩和政策を拡大させ、世界的にリスクオンの流れが強まった時期であった。当時の中国も、過大な資金流入が懸念され、国家外貨管理局を中心にその対策が強化された経緯もある。

その後、2012年はそれらの対策が奏功した一面もあり、外貨ポジションに目立った動きが見られず資金流入も一服していたようだ【図表4】。

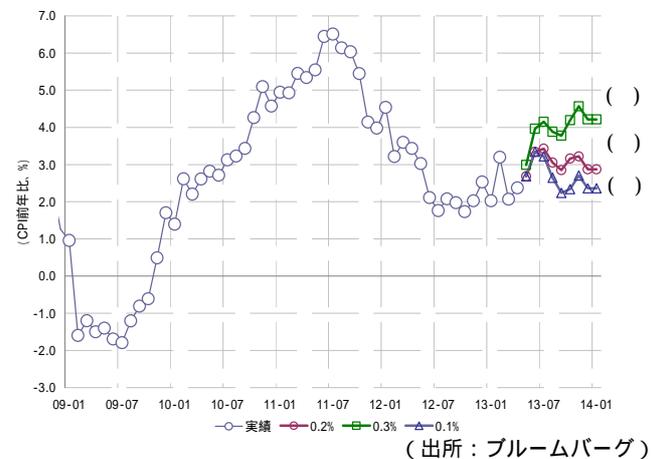
昨年末以降【図表4】は、特に1月に大規模な流入が観測され、国家外貨管理局は、今回も対策³を打ち出すなどして過度な流入への牽制を行っている。外貨流入が強まる局面における物価動向は、資産バブル懸念も相まって、上昇圧力がかかりやすい。

【図表5】は、今後のCPI推移について、5月CPI以降、()前月比+0.3%継続(物価上昇小幅加速)、()前月比+0.2%継続(物価上昇現状並み)、()前月比+0.1%継続(物価上昇やや減速)の3パターンを示したものだ。()や()のように物価上昇速度が現状並み若しくはそれ以下を維持できれば、イン

【図表4】外貨購入ポジションとCPI月次変化



【図表5】CPI推移とシミュレーション



³ 国家外貨管理局は2013年5月5日に「外貨資金流入管理強化に関する関連問題通知」を公布。

フレが懸念されることはない。しかし、()のケースは、現状から少しでも物価上昇が加速すると、CPIが年末にかけて4%を恒常的に上回ることを示している。そのような事態に陥ると、2014年以降の経済政策運営がさらに困難なものになってしまうため、まずは過剰流動性を吸収することによりインフレの芽を摘んでおきたい、という思惑があるのだろう。

(2)成長見通し

インフレ動向に続き、成長面も確認しておこう。2013年第1四半期GDP成長率は前年比7.7%（前期比1.6%）と市場予想を下回り、成長減速への懸念が広がっている。今年の政府成長目標は7.5%であり、その達成を危ぶむ声も聞こえるが、果たしてそうなのだろうか。

【図表6】は四半期成長率別の年間成長率推移を示している。例えば のケースでは、第2四半期以降に前期比1.4%の成長が継続した場合の、前年比成長率推移を示している。この試算によると、今年の政府目標7.5%達成のためには前期比1.8~2.0%程度（図表6 ケース と の間）を維持する必要があるが、以下の理由により達成可能と予想している。

【図表6】2013年GDP推移試算

(%)	前期比1.4%	前期比1.6%	前期比1.8%	前期比2.0%	前期比2.2%
第1四半期	7.7				
第2四半期	7.0	7.2	7.4	7.7	7.9
第3四半期	6.4	6.8	7.2	7.7	8.1
第4四半期	5.9	6.5	7.1	7.8	8.4
年間成長率	6.8	7.1	7.4	7.7	8.0

成長パターン

(出所：筆者試算)

第1四半期は、全人代で示される政策方向性の見極めや、春節長期休暇の影響から経済活動が年間のうち最も鈍化する時期である。逆に、第2、3四半期は全人代で示された方向性を元に各プロジェクト等が動き始めるため、成長が加速していく傾向にある。従って、例年通りであれば今年も第1四半期の1.6%成長が底となるだろう。

第1四半期の信用供与は順調

2013年第1四半期の新規銀行貸出や社会融資総量は、それぞれ前年同期比+6.4%、+58.4%となっており堅調な資金需要が窺え、それらは を裏付けるものとなっている。

第2四半期以降、GDPが前期比+2.0%程度まで加速すると、前年比では第1四半期と変わらざるの7.7%が維持され、政府目標の年間7.5%成長は十分達成可能だろう。

3. 終わりに

ここまで述べてきた通り、PBOCのここ最近の動向からは、成長は底堅いとの見通しの下、不動産価格高騰に示される資産バブルの拡大や、インフレ期待の高まりを抑制するため、市場流動性をやや引締め気味に誘導したい、という意図が見え隠れする。

ただし、【図表6】に示される通り、成長率7%割れ回避の為に、少なくとも現状の成長ペース維持が必要という状況であり、厳しい引締めも実施できないと考えられる。

第2四半期も折り返しを過ぎ、6月に発表される5月経済指標で今期の成長率も凡そ見通せる段階に差し掛かる。資金流入圧力が強まりインフレ懸念燻る中、5月の経済指標からも力強さが見られない場合、当局の政策運営は難しい局面を迎えるだろう。

以上

(2013年5月24日)

(執筆者連絡先)

三菱東京UFJ銀行(中国)環球金融市場部

E-mail:satoyuki_yutaka@cn.mufg.jp

TEL:+86-(21)-6888-1666(内線)2959



華南ビジネス最前線～華南における保税開発区

三菱東京UFJ銀行
香港支店 業務開発室長
ジェームズ 西島

「華南ビジネス最前線」では、お客様からのご質問・ご相談が多い事項について、理論と実務の両方を踏まえながら、できるだけ分かりやすく解説します。第17回目となる今回は、「華南における保税開発区」について取り上げることにします。

(ご質問例)

華南地区には、保税区や保税物流園区等の様々な保税開発区があり、上手く活用できないか社内検討中です。しかし、種類が多く、その具体的機能や相違点が不明ですので、各保税開発区の特徴について教えてください。

日本本社から華南ビジネスを見る場合、保税取引や貿易取引に関して昔から香港を積極活用してきた経緯があるが、最近では華南の保税開発区も利便性を増している。2013年5月時点で、広東省には保税開発区が合計18ヶ所存在し、その内訳は、国务院が批准する6種類の区域(保税区・保税物流園区・輸出加工区・保税港区・総合保税区・クロスボーダー工業区)が14ヶ所、税関が批准する保税物流中心B型が4ヶ所となっている。

企業所在地により近い場所にある保税開発区を使ってリードタイム短縮やコスト削減を実現できたという話をよく耳にするが、保税開発区は多様でありその機能も様々であることから、基本的な機能を十分理解したうえでの活用が求められる。本稿ではこれら保税開発区のそれぞれの特徴について簡単に紹介したい。

1. 中国進出の足がかりとしての保税区

保税区は中国の対外開放における重要政策の一つとして設置されたもので、数ある保税開発区の中でも最も長い歴史を持つ。1990年に上海外高橋保税区が第一号として批准されたのを皮切りに全国各地に設置され、広東省では福田、沙頭角、広州、塩田港、珠海の5ヶ所がそれぞれ批准を取得している。

保税区の主な機能は、輸出入貿易・中継貿易などの国際貿易機能と生産加工機能、保税倉庫・貯蔵物流機能であり、区内には貿易会社、生産性企業、物流会社などが設立可能だ。

特に国際貿易機能に関しては、外資独資企業への対外貿易権・流通権が、2004年の『対外貿易法(国家主席令【2004】15号)』、『対外貿易経営者登録・登記弁法(商務部令【2004】14号)』、『外商投資商業領域管理弁法(商務部令【2004】第8号)』の公布により本格的に開放されるまで、外資独資企業に与えられた貿易権は限定的(注)であったため、保税区は外資独資企業の中国における対外貿易窓口拠点として重要な役割を果たしてきた。

また、従前の保税区企業に対する企業所得税減免税の優遇措置は2008年の新企業所得税法

公布以降撤廃されているが、長年にわたる豊富な運用実績と整備が進んだインフラは他の保税開発区と比較して魅力的である。

しかしながら、海外から保税区内への貨物輸入時には関税・増値税の保税措置が採られているため、海外と保税区内間で完結可能な保税取引を遂行するには依然優位性がある一方で、中国域内において保税区外から保税区内への搬入に際しては、保税区内に搬入した段階での増値税還付申請は行なえず、貨物が物理的に海外に輸出されないと増値税還付が受けられないことはデメリットといえよう。

(注)生産性企業の場合は自社製品の製造に必要な設備・原材料の輸出入のみ、商社の場合は保税区内に限定された輸出入のみにしか認められなかったが、中国国内販売は外貿公司や交易市場等を通じて行うことが可能であった。

2. 保税物流園區と保税物流中心

保税物流園區は現代国際物流業を専門的に発展させることを目的として保税区の企画面積内あるいは保税区に隣接する特定港区内に設置されており、広東省には塩田物流園區と広州保税物流園區の2ヶ所が存在する。

保税物流園區内では、小売、加工生産業務は認められておらず、生産性企業の設立はできないが、保税区と異なり、保税物流園區に搬入した時点で増値税還付申請が可能であることが利点と言えよう。

一方、保税物流園區と物流上で酷似した機能を有するのが保税物流中心B型である。保税物流中心B型は冒頭で触れたとおり税関が批准する保税区域で、現在広東省には深圳空港・広州空港・東莞虎門・中山の4ヶ所存在する。主な機能は保税倉庫・貯蔵物流機能であり、センター内での貿易会社、生産性企業の設立はできないが、増値税政策も保税物流園區と同様であるため、一日遊での活用が期待できる。

なお、保税物流中心にはA型とB型があり、B型は企業法人1社の経営のもとで複数の物流会社が入居し、保税倉庫・貯蔵物流業務に従事するのに対し、保税物流中心A型は物流会社1社のみで経営及び当該保税倉庫・貯蔵物流業務を行う点に相違がある。

3. 機能追加により利用価値の高まる輸出加工区

輸出加工区は国の産業政策の方向性に従った技術水準、付加価値の高い加工貿易企業の誘致を目的として設置された保税区に次ぎ歴史のある保税開発区で、現在全国に約60ヶ所、そのうち広東省には広州、南沙、坪山の3ヶ所の輸出加工区が存在する。

従来、輸出加工区内で展開可能な業務は輸出専門の加工業務のみで、小売、一般貿易、中継貿易等加工と関連のない業務の展開は認められておらず、その機能は限られたものだった。しかしながら、2007年に北京、上海、南京、寧波、青島、重慶、西安の7ヶ所を施行地域として輸出加工区に保税物流、研究開発、検査測定、メンテナンス機能が付加され、保税物流園區の機能を果たすことが可能となっている。施行地域は2009年から全国に拡大しており、現在、深圳市の坪山輸出加工区等の一部の輸出加工区では一日遊が活用され始めている模様だ。

4. 珠海・マカオクロスボーダー工業区

珠海・マカオクロスボーダー工業区は、マカオ政府の提案により中央政府が広東省・マカオの経済貿易の更なる協力とマカオの長期的且つ安定的な繁栄を目的とし、全国に先駆けて設置された文字通り珠海とマカオに跨る工業区である。当該工業区は珠海園区（約 0.29 k m²）とマカオ園区（約 0.11 k m²）から成り、貿易会社、生産性企業、物流会社の展開が可能で、保税区和輸出加工区の政策を享受しているため、当該工業区への搬入時点で増値税還付申請が可能となっている。

5. 保税港区と総合保税区

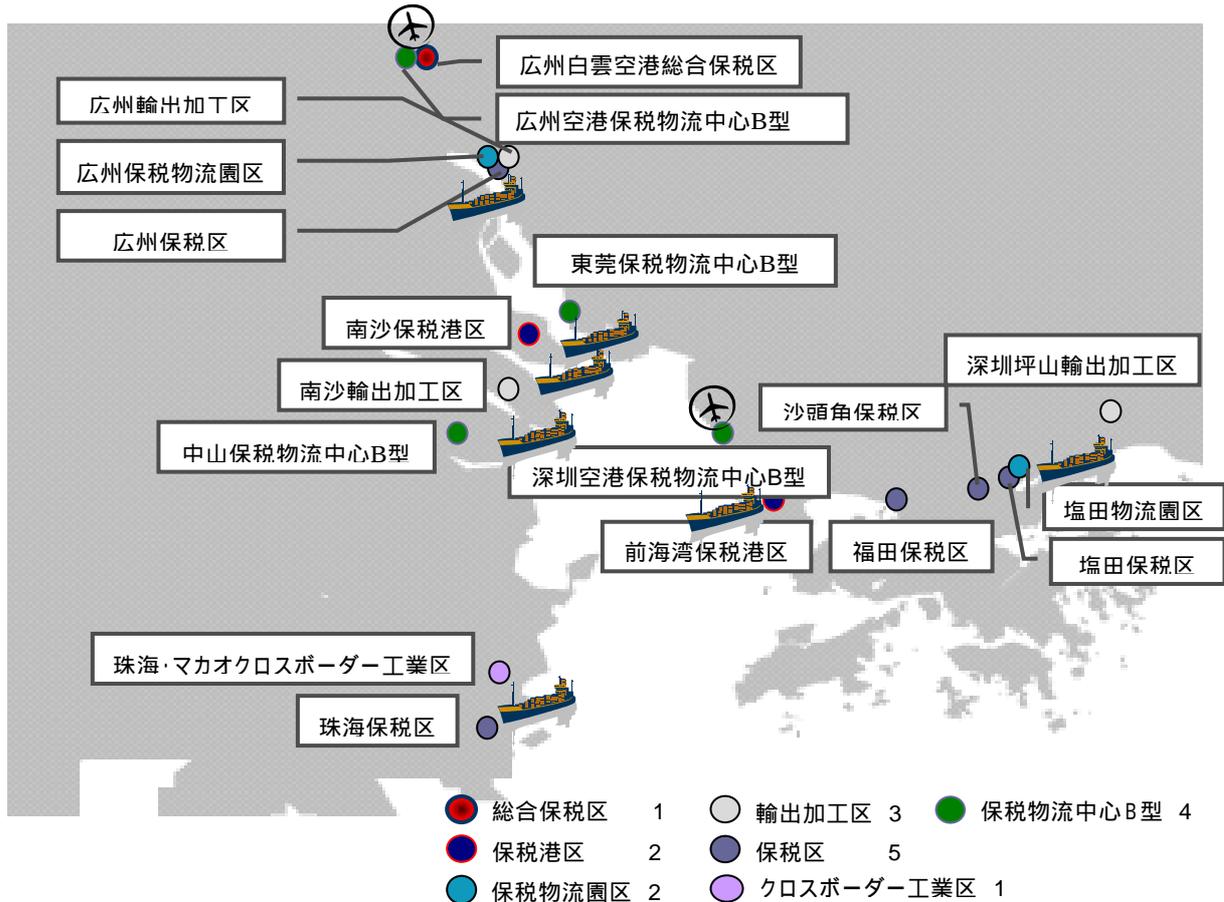
保税港区は中国が対外的に開放する港と一体化した、特定区域内に物流・加工等の機能を有し、保税区・保税物流園区・輸出加工区における政策を同時に享受することが可能な保税開発区で、数ある保税開発区の中でも最も豊富な機能を有する。また、保税港区と同様の機能を有し、内陸地区に設置されているのが総合保税区であり、広東省には前海湾・南沙の2ヶ所の保税港区と広州白雲空港総合保税区の計3ヶ所が存在する。

6. まとめ ~ 保税開発区の方行方 ~

保税区の誕生から 20 数年来、保税開発区は外資企業の実入れや就業の促進および加工貿易の窓口として、対外貿易の拡大と振興に大きな役割を果たしており、現在では国務院が批准した保税開発区だけでも既に全国で約 120 ヶ所が設置されている。

保税開発区はそれぞれに特徴があり、機能も重複しているが、その政策は様々であるのは先述のとおりである。そこで昨年 10 月、国務院は保税区、保税物流園区、輸出加工区、クロスボーダー工業区、保税港区、総合保税区の6種類の保税開発区を段階的に総合保税区に整合し、今後新設する保税開発区を原則として総合保税区とする指導意見を発表（国発【2012】58号）し、保税開発区の業務類型の開拓・展開を進め、より大きな発展を推進する方針を示した。

そのため、今後各保税開発区が総合保税区に整合され機能がより完全化されることにより、企業にとっての保税開発区の利用価値がさらに高まり、これからますますの活用が期待できるだろう。中国の対外政策の変遷に伴い、その役割と機能を常に進化させてきた保税開発区であるが、今後新たな経済発展の牽引役となることができるか、その動向を注意深く見守りたい。



(本稿は香港の隔週誌香港ポスト 2013年5月24日号掲載分に一部加筆したレポートである)

文章中の記載事項は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう宜しくお願い申し上げます。その他専門的知識に係る部分については、必ず貴社の弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談の上ご確認下さい。

(執筆者連絡先)

三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室

住所：7F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

Email：Satoshi_Nishijima@hk.mufg.jp

TEL：852-2823-6991 FAX：852-2536-9107

日・中・英語対応が可能なチームにより、華南のお客様向けに事業スキームの構築から各種規制への実務対応まで、日本・香港・中国の制度を有効に活用したオーダーメイドのアドバイスを実施しています。

華南への新規展開や既存グループ会社の事業再編など、幅広くご相談を承っておりますので、お気軽に弊行営業担当者までお問い合わせください。



税務会計:中国の税務

ブライズウォーターハウスコーパース中国

税務について、日頃日系企業の皆様からご質問を受ける内容の内、実用的なものについて、Q&A形式で解説致します。

税務（担当：山崎学）

Question：

日本人が中国子会社に「出向」した場合における恒久的施設認定に関する最近の動向及び関連する影響をご紹介ください。

Answer：

2013年4月19日に、国家税務総局は[2013]19号公告（以下「19号公告」）を公布し、外国企業（以下「ホーム企業」）が中国の会社（以下「ホスト企業」）に自社の社員を出向により派遣する場合における契約内容についての審査に関する技術的かつ実務的な指針を提供いたしました。

下記において、19号公告の主な内容を紹介すると共に、新政策が出向派遣に与える影響について、私共の見解をご紹介させていただきます。

19号公告の主な内容

出向に関する恒久的施設の認定条件

19号公告によると、ホーム企業は以下の条件を満たした場合、サービス提供のための恒久的施設を有しているものと認められます。

- ホーム企業が出向者の作業にかかる責任やリスクを全部又は部分的に負担している場合
- 通常ホーム企業が出向者の業績にかかる査定・勤務評価を行う場合

国家税務総局は、ホーム企業からホスト企業に対してサービスが提供されたかどうかを判断するに当たり、主にどちらの当事者が当該出向者の経済的雇用主であるかを調査します。これは、出向契約の性質を審査する場合に最も重要な原則であり、国際税務における実務とも整合しています。

出向に関する恒久的施設の認定要素

19号公告は、上記の認定条件の適用に当たり、次の5つを検討すべき補足的要素として掲げています。

1. ホスト企業がホーム企業に対して出向者に関する管理手数料又はサービス料を支払っているかどうか。
2. ホスト企業がホーム企業に対して、出向者にかかる給与、給付金、その他の費用につき過大な実費精算をしているかどうか。
3. ホーム企業がホスト企業から受領した金額のすべてを出向者に支払うことなく、一定金額を留保しているかどうか。
4. ホーム企業によって負担される出向者の収入に関して、中国の個人所得税の計算上全額が申告対象となっているかどうか。
5. 出向者の人数、資格要件、給与水準、勤務地についてホーム企業が決定しているかどうか。

その他

19号公告では、下記の内容についても明確にされています。

- ホーム企業が単純に株主権の行使目的でホスト企業に人員を派遣するような場合、ホーム企業は中国において恒久的施設を形成すると認められない。
- 出向契約の内容を審査する際に、税務調査担当官が出向契約書、出向者に関する内部ポリシー、会計上の取扱い及び中国における個人所得税の支払い等の書類を重点的に審査すること。
- 相殺取引、債務免除、関連者間取引等、出向契約にかかる支払いについて仮装又は隠蔽取引がないか調査すること。

私共の所見

出向派遣に関する注意点

19号公告は2013年6月1日より施行され、すべての未決事案は19号公告に従って取り扱われることとなります。従いまして、出向契約の当事者においては、この通達を参照しながら、既存の契約について再度確認し、リスクの程度を検証した上で、契約見直しの必要性について検討すべきです。

ホーム企業において当該出向に関して出向者の給与など多額の経費が発生しており、当該経費を中国のホスト企業から回収する場合には、前述の条件を十分に勘案して当該出向契約にかかる請求方法を検討することが望まれます。

書類準備の重要性

19号公告の条件を満たしていることについての挙証責任はホスト企業、ホーム企業及び出向者にあることを十分に留意し、出向契約の本質を証明するために適切な文書を備えておくことは常に重要であると言えます。また、中国の企業が経済的雇用主の性格を有するということを証明するためには準備した出向契約について実質的に履行する必要がある、という点についても注意を払わなければなりません。

ホスト企業と出向契約やサービス契約を既に締結している又は今後締結を考えている外国企業（ホーム企業）にとっては、出向契約の駐在員の取り扱いをいわゆるサービス契約による出張者とは明確に区別し、各契約文書等の内容と履行状況の両面に配慮しながら必要な見直し等の対応をすることが望まれます。

営業税に対する影響

19号公告では、企業所得税を調査する国家税務当局の担当者に対して、個人所得税や営業税を調査する地方税務当局の担当者との間で出向契約にかかる情報交換を行うことを要求しています。国家税務当局が審査した契約内容の性質がサービスであると判断すれば、地方税務当局はホスト企業がホーム企業に送金する「サービス料総額」に対して5%の営業税を課すこととなるため、ホスト企業（請求額に営業税を加算している場合にはホーム企業）にとっては追加的な税負担となります。仮にホスト企業が、営業税から増値税への改革パイロットプログラムを実施している中国の都市に所在しているような場合には、この問題はさらに複雑化することが想定されます。

19号公告が明確にした内容は、中国に多数の駐在員を派遣している日系企業にとっても多くの影響を与えられと考えられます。私共は当該問題について今後も継続的に注目し、更なる詳細及び見解についてお伝えしていきます。

（執筆者連絡先）

プライスウォーターハウスクーパース中国
日本企業部統括責任パートナー 高橋忠利
中国上海市湖濱路 202 号普華永道中心 11 楼

Tel : 86 + 21 - 23233804

Fax : 86 + 21 - 23238800

法務: 最近の制裁事例からみた中国のカルテル規制

北京市金杜法律事務所 パートナー 弁護士
中国政法大学大学院 特任教授
劉 新宇

はじめに

中国独占禁止法¹は、独占協定（カルテル）、市場における支配的地位の濫用、事業者が合併、持分・資産の買収等の方法で他の事業者への支配権を獲得する事業者結合、これら3つの行為を規制している。これまで多くの審査がなされてきた事業者結合²と比較して、独占協定、市場支配的地位濫用³に対する調査事例は少数にとどまっているが⁴、2013年に入り、独占協定に対し高額な制裁金が科される事例が現れている。

たとえば、中国で初めて価格独占協定を理由とする制裁が外国企業にも加えられた事例として、韓国のサムスン電子、LG電子、台湾の奇美電子、友達光電、中華映管（CPT）、瀚宇彩晶（ハンスター・ディスプレイ）の計6社が独占協定を結び液晶パネルの価格を不当に引き上げていた「液晶パネル事件」が挙げられる。これら6社に対し、中国国家発展改革委員会⁵（以下、「国家発改委」という）は、中国テレビ製造業者が被った過払い代金1.72億人民元（当時のレートで約25億円、以下同じ）の返還を命じ、不法収益3,675万人民元（約5億円）を没収し、過料（課徴金）1.44億人民元（約20億円）を科するものとした⁶。

また、再販売価格の拘束が初めて規制されるとともに、独占協定に対する制裁金が史上最高額となったケースとして、貴州茅台酒股份有限公司（以下、「茅台酒」という）、宜賓五粮液酒類銷售有限責任公司（以下、「五粮液」という）による「白酒事件」も多大な関心を集めた。これら各社に貴州省物価局、四川省発改委（いずれも国家発改委の下位機関⁷）が科した過料はそれぞれ2.47億人民元（約36億円）、2.02億人民元（約30億円）、計4.49億人民元（約67億円）にも上った⁸。

¹ 2007年8月30日公布、2008年8月1日施行。

² 2013年3月31日までに562件の無条件許可事例、本稿脱稿時までに1件の禁止、18件の条件付許可事例がある。

³ 実例として、化合物レセルピンの原材料である塩酸プロメタジンの生産企業2社（当時中国内に2社しか存在しなかった）と独占販売契約を締結し、化合物レセルピンの製造企業に対する販売価格の引き上げを行った行為につき、国家発改委が、これを市場支配的地位の濫用に当たるとして山東省の製薬会社2社に対し多額の過料を科した事例があり、これは価格独占（実質的な取引拒絶）を理由に重罰が科された初の事案であるといわれている。

また、2011年11月9日、中国国家発展改革委員会は、ブロードバンド・インターネット接続分野において独禁法違反の疑いがあるとして、中国全土でインターネット接続サービスを提供する大手国有電信企業である中国電信、中国聯通に対し調査を行うことを表明した。もっとも、その調査の結果、処罰の要否等は、本稿脱稿時までに公表されていない。

⁴ 2013年1月4日付中国新聞網「中国価格独占禁止に画期的進展、調査済み事件は49件に」

<<http://finance.chinanews.com/cj/2013/01-04/4454595.shtml>>。

⁵ 経済・社会の発展に関する政策の総合的な研究・決定、経済制度改革の総合的な調整管理を行う中国の中央官庁であり、価格に関する独占行為の規制権限も有している。

⁶ その他の是正措置として、法令遵守、中国テレビ製造業者に対する公平な製品提供に向けた最大限の努力、液晶パネル無料修理保証期間の18ヶ月から36ヶ月への延長なども命じられている。

⁷ 価格独占禁止行政法執行手続規定（2010年12月29日公布、2011年2月1日施行）3条2項によると、國務院価格主管機關から授權された省、自治区、直轄市の価格主管機關が、その行政区域内の価格独占禁止の法執行を担当する。

⁸ 詳細については、<<http://money.163.com/13/0222/16/80B5900800252G50.html>>、四川省発改委ホームページ

<<http://www.scdrc.gov.cn/dir25/159074.htm>>参照。

以下、本稿では、中国の独占協定規制とその運用について概述した後、これら2つの事件における重要論点を考察してみるものとした。

・ 中国の独占協定規制

中国独禁法に定める「独占協定」、すなわち競争を排除、制限する協定、決定もしくはその他の協同行為（13条2項）は、基本的に日本の独禁法が禁じる「不当な取引制限」（カルテル）に相当するものといえるが、これには水平的独占協定、垂直的独占協定という2つの類型がある。

このうち、水平的独占協定の禁止を定めたのが中国独禁法13条1項であり、それによると、競争関係にある事業者は、（ ）商品価格を維持すること、（ ）商品の生産又は販売の数量を制限すること、（ ）販売市場または原材料調達市場を分割すること、（ ）新技術、新設備の購入を制限し、又はそれらの開発を制限すること、（ ）取引を共同ボイコットすること、（ ）国务院独占禁止法執行機関が認定したその他の事項にかかる独占協定を締結することをしてはならない。価格を不当に引き上げた液晶パネル事件は、この（ ）に該当するものとして、各社に対し既述のような厳しい制裁が加えられた。

他方、垂直的独占協定の禁止は中国独禁法14条に定められており、事業者と取引相手との間においては、（ ）第三者への商品再販売価格を維持すること、（ ）第三者への商品再販売の最低価格を制限すること、（ ）国务院独占禁止法執行機関が認定したその他の事項に関し独占協定を締結することをしてはならない。この（ ）に該当するのが、先述の白酒事件であった。なお、本稿において、（ ）と（ ）を併せて「再販売価格の拘束」と呼ぶ場合がある。

ところで、独占協定に関しては、中国独禁法のみならず、国家發改委、国家工商行政管理総局（以下、「工商総局」という）が制定した部門規則にも着目する必要がある⁹。たとえば、国家發改委の価格独占禁止規定¹⁰（以下、「価格独占規定」という）は、独占協定に該当する行為として8つの類型を定め¹¹、工商総局の「独占協定行為の禁止に関する工商行政管理機関の規定」¹²（以下、「独占協定工商規定」という）も、中国独禁法13条1項に定める行為の内容をさらに詳細に定めている。さらに、これらの規定は、事業者団体が一定の方法でその傘下の事業者に独占協定を締結させる行為も規制対象としている。

総じて、中国独禁法とその関連規定が規制の重点としているのは、競争関係にある事業者による水平的独占協定であり、垂直的独占協定に関する規定はそれほど多くない。

⁹ 中国では、価格に関する独占協定が否かによってその規制を行う機関が異なっており、価格に関する独占協定については国家發改委価格監督検査独占禁止局が、それ以外の独占協定については工商総局独占禁止不正競争防止法執行局が、それぞれ規制権限を行使するものとされている。

¹⁰ 2010年12月29日公布、2011年2月1日施行。

¹¹ 同規定では次の事項が列挙されている。

商品およびサービスの価格水準を維持または変更すること

価格の変動幅を維持または変更すること

価格に影響を与える手数料、割引またはその他の費用を維持または変更すること

約定した価格を使用して、第三者と取引する際の基礎とすること

価格計算の基礎となる基準公式を採用することを約定すること

協定に参加したその他の事業者の同意なく、価格を変更してはならない旨を約定すること

その他の方法により、変形的に価格の維持または変更を行うこと

国务院價格主管部門が認定したその他の價格独占協定

¹² 2010年12月31日公布、2011年2月1日施行。

・ 液晶パネル事件 - 水平的独占協定をめぐる事案

液晶パネル事件に関しては、「制裁金の金額」、「リニエンシー制度」の2点が注目に値する。

1. 制裁金の金額

液晶パネル事件の6社は、中国で制裁を受ける以前、同一事案で他国においても処罰されており、その制裁金は、中国における本件制裁金総額 3.53 億人民元（約 50 億円）をはるかに上回る金額であった¹³。

ここまで金額の差が開いた理由は、中国における本件価格独占行為の実行時期が中国独禁法制定前の 2001 年～2006 年であったことに求められる。中国独禁法も、各国の立法例と同じく、過料の算定基準を事業者の売上高としており¹⁴、この基準によれば、他国と同程度の制裁金額になっていたはずである。しかし、中国において独禁法制定前の価格独占行為は価格法¹⁵の規制下であり、価格独占をはじめとして価格に関する行為一般を適用対象とする同法は、事業者が通謀し、市場価格を操作して他の事業者または消費者の合法権益を損うことを禁じているが（14 条 1 項）、これに違反した事業者に対する罰則（40 条¹⁶、41 条¹⁷）は、中国独禁法のように売上高ではなく、事業者の違法所得を基準に過料の金額を算定するものとしている。このように独禁法が適用される事案でなかったことに加え、本件カルテルの当事者である 6 社いずれも当局に対し違反事実の報告を行っていたことから、中国における制裁金はかなり低額に抑えられることとなった¹⁸。

2. 実質的なリニエンシー制度

価格独占の協議は密室で行われることから、調査による事実解明にも一定の限界がある。そこで、中国独禁法は、外国の立法例を参考に、事業者が独占協定の締結に関する状況を独禁法執行機関に対して自発的に報告し重要な証拠を提供したときは、情状に応じてその制裁を減免し得る旨を定め（46 条 1 項）、いわゆるリニエンシー（課徴金減免）制度を導入するものとした。

これに関しては、国家発改委、工商総局がそれぞれ別個に異なる規定を定めている点が注目される。

すなわち、（価格独占に対して規制権限を有する）国家発改委の価格独占禁止行政法執行手続規定は、独占協定の締結に関する状況を最初に報告し重要な証拠を提供した事業者については処

¹³ 2010 年に EU で科された 6 社の制裁金総額は 6.48 億ユーロ（約 705 億円）、2011 年の韓国、2012 年のアメリカにおけるそれは 1,940 億ウォン（約 159 億円）、12.15 億米ドル（約 1,060 億円）に上った。

¹⁴ 中国独禁法 46 条 1 項によると、同法の規定に違反し、独占協定を締結してこれを実行した事業者は、独禁法執行機関において、違法行為の停止、違法所得の没収のほか、前年度売上高の 1%～10%の過料に処される。独占協定を実行していないときは、50 万人民元（約 793 万円）以下の過料に処される。

¹⁵ 1997 年 12 月 29 日公布、1998 年 5 月 1 日施行。

¹⁶ 価格法 40 条 1 項：事業者が本法 14 条に定める行為の一があった場合には、その是正を命じ、違法所得を没収するものとし、違法所得の 5 倍以下の過料を併科することができる。違法所得がないときは、警告を発し、過料を併科することができる。その情状が重大なときは、営業停止・整顿を命じ、または工商行政管理機関において営業許可証を取り消す。関連法令において、本法 14 条に定める行為に対する処罰及び処罰機関について別途規定があるときは、その関連する法律の規定により執行することができる。

¹⁷ 価格法 41 条：事業者が価格違法行為により消費者又はその他の事業者をして過剰な代金を支払わせたときは、この過剰部分の返還をしなければならない。損害を生じさせたときは、これを賠償する責任を負う。

¹⁸ 国家発改委ホームページ<http://www.sdpc.gov.cn/xwfb/t20130104_521993.htm>。

罰を免除し得ること、2番目に報告した事業者については2分の1を超える処罰の減輕をし得ること、報告をしたその他の事業者については2分の1に満たない範囲で処罰を減輕し得ることを定めている(14条)のに対し、(価格独占以外の独占協定に対して規制権限を有する)工商総局の独占協定工商規定は、独占協定の締結に関する状況を最初に報告し重要な証拠を提供して調査に全面的な協力をした事業者については処罰を免除すること、独占協定の締結に関する状況を報告し重要な証拠を提供したその他の事業者については情状に応じて処罰を減輕することを定めている(12条)。

また、両機関の規定には、独占協定の首謀者に対する過料等の減免に関しても差異があり、工商総局は、独占協定の首謀者への減免を認めないものとしているのに対し¹⁹、国家発改委は、特にそのような制限を設けていない。

これらの規定を比較すると、国家発改委の規定は、任意の減免しか定めていないものの、減輕の程度が比較的明確で、処分の結果が予見しやすいと言えよう。独占協定に関与した企業がこれら両機関のいずれにも報告し得る事案であるときは、どちらの機関に報告するかによって、処分の結果が変わってくることもあり得る。

先述のように、液晶パネル事件の発生時期は独禁法制定前であるゆえ、以上の諸規定の適用対象にはならない。しかし、本件で規制対象となった6社は、いずれも当局に対して価格独占に関する自発的な報告を行っており、特に、最初に報告を行って事実解明に協力した友達光電には、過料が科されなかった。国家発改委が公にしている情報による限り、そのような決定に到った理由は定かでないが、一部報道でも指摘されているように²⁰、友達光電は最初に報告を行い事実解明に協力したからこそ過料を免れたとみるのが自然であろう。そうだとすれば、独禁法制定前の本件でも、リニエンシー制度と同様の運用がなされたといえる。中国独禁法が明文をもってこの制度を定めた現在、今後におけるその積極的な運用が予想される²¹。

・ 白酒事件 - 垂直的独占協定をめぐる事案

白酒事件において制裁対象となった茅台酒、五粮液これら2社の行為は、いずれも販売契約において商品再販売の最低価格を定め、それに違反した販売業者に不利益を与えることにより、販売業者から第三者への商品販売にかかる最低価格を拘束した、というものであった。また、五粮液は、販売業者の販売地域や販売ルートにも制限を加えた。

1. 再販売価格の拘束

再販売価格の拘束について、中国独禁法14条は、垂直的關係にある事業者間における再販売価

¹⁹ 「独占協定、市場における支配的な地位の濫用に係る事件の調査処理に関する工商行政管理機関の手續規定(2009年5月26日公布、同年7月1日施行)20条。

²⁰ 2013年1月4日付中国新聞網「中国液晶パネル事件で罪状告白：最初に報告した友達社が過料免除に」
<<http://finance.chinanews.com/cj/2013/01-04/4455217.shtml>>。

²¹ リニエンシー制度が適用された実例としては、広東省の「海砂連盟」による価格独占協定事件が挙げられる。広東省内において海砂の採掘資格を有する20あまりの企業が連盟を結成し、2010年から2011年まで海砂の資源採掘費の引上げにかかる独占協定を結んだとの事実につき、広東省物価局は、同連盟の結成者である広東宝海砂石有限公司、東莞江海貿易有限公司のほか、同連盟内部で利益を得ていた深圳東海世紀信息咨询有限公司に対しては行政罰に処するものとし、その過料総額は75.92万人民币(約1,205万円)に上ったが、重要な証拠を提供した広東宝海砂石有限公司に対しては、中国独禁法46条2項に基づき過料を半減するものとした。詳細については、国家発改委ホームページ<http://jjs.ndrc.gov.cn/gzdt/t20121026_510834.htm>参照。

格の維持、最低再販売価格の制限という2つの行為を禁止している²²。再販売価格の拘束は、販売業者の価格決定にかかる自主的な権利を奪い、販売業者間の価格競争を制限し、結果として、商品の販売価格が上昇し、消費者の利益が害される。価格は競争のメカニズムの中で核心的な位置を占めることから、中国独禁法は、価格競争の制限を重大な独占行為として禁止している。

実務においては、生産企業が販売業者に対して製品の小売価格リストを提示し、そこに掲げられた価格どおりの販売を契約において義務づけるケースが見受けられる。白酒事件においても、茅台酒、五粮液によるこのような行為が、販売業者の最低再販売価格を制限するものとして、中国独禁法14条に違反するものと認定された。

以上の法令違反のリスクを軽減する方法としては、販売契約に「希望小売価格」を定めることが挙げられる。希望小売価格は、本来、文言通り、販売業者を拘束せず参考にとどまるのが通常であり、独禁法に違反しないものとされている。しかし、「希望小売価格」の不遵守や、それ以下の価格での販売に対しペナルティを定めている場合は、「希望小売価格」の性質が変化しており、実質的に、中国独禁法14条が禁ずる再販売価格の維持、再販売最低価格の制限になるものといえよう。それゆえ、再販売価格の性質はあくまで希望・参考とし、それが実行されなくてもペナルティがない旨を明らかにしたほうが無難だと考えられる。

なお、中国独禁法15条は、同法13条、14条の適用が除外される事由を定めている。すなわち、締結した協定が所定の事由に該当することを事業者が証明すれば、13条、14条は適用されない²³。白酒事件に関しても、茅台酒、五粮液的行為はそもそも市場競争を制限するものではないとの見解が主張されており²⁴、その理由として、それは企業の正常な販売戦略であり、競争促進の効果もあること、両社の行為を違法として禁ずると、中小販売業者の経営が困難となることなどが挙げられている。

このような考え方に対し、四川省発改委は、五粮液的行為につき、()同一社製品の販売業者間の競争が排除され、()白酒製造会社間の競争が制限され、()より低価格での商品購入の機会が奪われ消費者の利益が害された点で影響が認められるとして、中国独禁法15条に定める適用除外の事情が存しないと判断した²⁵。

²² なお、現時点においては、同条に定める「國務院独占禁止法執行機関が認定したその他の事項」の内容が明確化されていない。

²³ 中国独禁法15条：締結した協定が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することを事業者が証明できる場合には、本法13条、14条の規定を適用しない。

技術改良、新製品の研究開発をするための場合。

製品の品質向上、コスト低下、効率向上のために、製品の規格・標準を統一し、又は専門化分業をする場合。

中小事業者の経営効率を向上させ、中小事業者の競争力を増強させるための場合。

エネルギーの節約、環境保護、災害救助等の社会公共利益を実現させるための場合。

経済の不景気により、販売量の著しい減少又は顕著な生産過剰を緩和するための場合。

対外貿易及び対外経済協力における正当な利益を保障するための場合。

法律及び國務院の定めるその他の事由。

前項 号から 号の事由に該当し、本法13条、14条の規定が適用されない場合には、事業者は、締結した協定が関連市場の競争を著しく制限しないこと、及びこれによってもたらされる利益を消費者も享受することができることを証明しなければならない。

²⁴ 「茅台酒と五粮液に対する処罰が独禁法の濫用」<<http://money.163.com/special/maotai FAGAIWEI/>>。

²⁵ 四川省発改委ホームページ<<http://www.scdrc.gov.cn/dir25/159074.htm>>。

2. 販売業者の販売地域の制限

供給業者が販売業者に対して一定の地域を跨ぐ販売を禁じ、商品販売を指定した区域に限るものとし、これに反した場合の不利益の受忍を承諾させるケースが見受けられる。本件の五粮液も、販売業者の販売地域を制限し、所定の地域外での販売に対しては不利益を課するものとしていた。

中国独禁法およびその他関連規定は、販売地域の制限を垂直的關係にある事業者間における販売地域の制限を独占協定として禁じていない。また、価格独占協定以外の独占協定を取り締まる工商総局も、販売地域の制限を禁止する規定を定めていない。したがって、販売業者の販売地域の制限が独禁法違反と評価されるリスクは現実的に低いといえよう。しかしながら、関連事例の乏しい中、販売地域を制限する契約条項が中国独禁法 14 条の包括条項を根拠として、違法な垂直的独占協定と評価される可能性は完全に排除しえないと思われる。また、供給業者が市場において支配的地位を有する場合には、販売業者の販売地域の制限に関し、不合理な取引条件²⁶を付加した市場支配的地位の濫用と評価されるリスクも考えられる。

いずれにせよ、本件において、四川省発改委は、この点に関する五粮液の行為を何も問題としていない。

3. 制裁金

前述のとおり、中国独禁法 46 条 1 項によると、同法の規定に違反し、独占協定を締結してこれを実行した事業者は、独禁法執行機関において、違法行為の停止、違法所得の没収のほか、前年度売上高の 1% ~ 10% の過料に処せられる。

四川省発改委が五粮液に科した制裁金は、前年度の事件関連売上高の 1% に相当する 2.02 億人民元（約 30 億円）であった。1% ~ 10% の幅の中で最も低い 1% に決定した理由は、五粮液が調査に全面的に協力し、違法行為を適時是正した（是正声明を発し、販売業者に対する不利益を回復した）ことによるものと説明されている²⁷。また、茅台酒に対する制裁金も、前年度売上高の 1% にあたる 2.47 億人民元（約 36 億円）とのことであり²⁸、五粮液と同様に、調査に全面的に協力したこと、販売業者に保証金を返還したこと、違法なビジネスを即時に停止したことなどが、制裁金額の決定に際し考慮された事由として挙げられている²⁹。

ところで、制裁金の計算基準である「売上高」の意義について、法令は特に規定を設けていない。たとえば、規制対象となった事業者単体の売上高か、それともそれを傘下とする企業グループ全体としての売上高なのか、また、全世界、それとも中国国内いずれの売上高なのか、さらには、全事業の売上高か、それとも規制対象となった違法行為と関連する事業のみに限定された売

²⁶ 中国独禁法 17 条 1 項 5 号は、市場において支配的地位を有する事業者が取引の際に、その他の不合理な取引条件を付加することを禁じる、と定めている。

²⁷ 四川省発改委ホームページ<<http://www.scdrc.gov.cn/dir25/159074.htm>>参照。

²⁸ 2013 年 2 月 20 日付け中国網「茅台酒と五粮液が高額制裁を受けることに」<http://news.china.com.cn/live/2013-02/20/content_18716385.htm>参照。

²⁹ <<http://money.163.com/13/0222/16/80B5900800252G50.html>>参照。

上高なのか、その他種々の観点からさまざまな捉え方ができると思われる。この点について、貴州省物価局、四川省発改委の判断から確定的なことは窺えず、いずれにせよ、立法機関による売上高の意義の明確化が望まれる。

． おわりに

独占協定事案の調査は事実の解明に到らない場合も多く、中国独禁法の施行から5年も経過していない現在、国家発改委と工商総局の調査に関する実務経験は、まだそれほど蓄積されていないのが現状である。しかし、最近の国家発改委は、白酒事件に対する処罰、大手国有電信企業である中国電信と中国聯通に対する調査、山東省の製薬会社2社に対する処罰など積極的な動きを見せており、また取締強化のため職員の増強も図っていることから、今後確実に価格独占禁止にかかる処罰事例が増えていくものと予想される。

日系企業を含む外国企業、外資系企業としては、独禁法など関連法令への理解を深めることはもちろんのこと、同法の運用面における動向に注意し、同法違反の法的リスクの発見・回避に務めることも必要となり、これにより、さらに順調な対中投資・貿易の展開が期待される。特に、日本その他諸外国において既に特定の案件で独占調査を受けたことのある企業は、中国で関連事業・貿易を展開するにあたり、中国政府当局による類似調査に備え証拠収集をしておくことも重要となってくる。さらに、中国外で行われた独占行為であっても、中国の市場競争に影響を及ぼす限り、独禁法、価格独占禁止規定などの規制対象となり得ることに対する意識も欠いてはならないであろう³⁰。

(執筆連絡先)

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路1号環球金融中心A座東樓20階

Tel : 86 - 10 - 5878 - 5091

Fax : 86 - 10 - 5878 - 5533

Mail : liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所：

北京・ブリスベン・キャンベラ・成都・重慶・広州・杭州・香港・済南・ロンドン・メルボルン・ニューヨーク・パース・青島・上海・深セン・シリコンバレー・蘇州・シドニー・天津・東京

³⁰ 中国独禁法2条、価格独占禁止規定2条。また、「中国の市場競争に影響を及ぼす」の意義は、法令に詳細な規定がないため発改委の判断に委ねられるが、一般に、競争事業者間の正常な競争を害すること、中国の市場供給に混乱をもたらすこと、中国の川下事業者、消費者の権益を害することなどが考えられる。



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店 北京経済技術開発区出張所	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2楼 北京市北京経済技術開発区崇華中路10号 亦城国際中心1号楼16階1603	86-10-6590-8888 86-10-5957-8000
天津支店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津国際大厦21楼 天津市天津経済技術開発区第三大街51号 濱海金融街西区2号楼A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大連支店 大連経済技術開発区出張所	大連市西岗区中山路147号 森茂大厦11楼 大連市大連経済技術開発区金馬路138号 古耕国際商務大厦18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無錫支店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10楼	86-510-8521-1818
上海支店 上海虹橋出張所	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯豐大厦20階 上海市長寧区紅寶石路500号 東銀中心B棟22階	86-21-6888-1666 86-21-3209-2333
深圳支店	深圳市福田区中心4路1号 嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号 広州南沙香港中華總商會大厦 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大厦20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大厦20階2002室	86-24-8398-7888

三菱東京UFJ銀行

香港支店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍支店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0944（代表）

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 貿易投資相談部

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。